

(30) 試 験 問 題 (午後の部)

注 意

- (1) 別に配布した答案用紙の該当欄に、試験問題裏表紙の記入例に従って、受験地、受験番号及び氏名を必ず記入してください。多肢択一式答案用紙に受験地及び受験番号をマークするに当たっては、数字の位を間違えないようにしてください。
- (2) 試験時間は、3 時間です。
- (3) 試験問題は、多肢択一式問題(第 1 問から第 35 問まで)と記述式問題(第 36 問及び第 37 問)から成り、配点は、多肢択一式が 105 点満点、記述式が 70 点満点です。
- (4) **多肢択一式問題の解答**は、多肢択一式答案用紙の解答欄に、正解と思われるものの番号の枠内を、多肢択一式答案用紙に印刷されているマーク記入例に従い、濃く塗りつぶす方法で示してください。解答欄へのマークは、各問につき 1 か所だけにしてください。二つ以上の箇所にマークがされている欄の解答は、無効とします。解答を訂正する場合には、プラスチック消しゴムで完全に消してから、該当欄の枠内をマークしてください。答案用紙への記入は、**鉛筆(B 又は HB)**を使用してください。該当欄の枠内をマークしていない解答及び**鉛筆**を使用していない解答は、無効とします。
- (5) **記述式問題の解答**は、所定の答案用紙に記入してください。答案用紙への記入は、**万年筆**又は**ボールペン**(いずれも黒色のインクに限り、インクが消せるものを除きます。)を使用してください。所定の答案用紙以外の用紙に記入した解答及び上記万年筆又はボールペン以外の鉛筆等の筆記具によって記入した解答は、その部分につき無効とします。答案用紙の受験地、受験番号及び氏名欄以外の箇所に、特定の氏名等を記入したものは、無効とします。

また、答案用紙の筆記可能線(答案用紙の外枠の線)を越えて筆記をした場合は、当該筆記可能線を越えた部分については、採点されません。
- (6) 答案用紙に受験地、受験番号及び氏名を記入しなかった場合は、採点されません(試験時間終了後、これらを記入することは、認められません。)
- (7) 答案用紙は、汚したり、折り曲げたりしないでください。書き損じても、補充しません。
- (8) 試験問題のホチキスを外したり、試験問題のページを切り取る等の行為は、認められません。
- (9) 試験時間中、不正行為があったときは、その答案は、無効なものとして扱われます。
- (10) 試験問題に関する質問には、一切お答えいたしません。
- (11) 試験問題は、試験時間終了後、持ち帰ることができます。

第1問 訴訟の承継に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 貸金返還請求訴訟の係属中に原告の死亡によって訴訟手続が中断した場合においても、その相続人は、相続の放棄をすることができる間は、当該訴訟手続を受け継ぐことができない。

イ 訴訟引受けの申立ては、上告審においてもすることができる。

ウ 所有権に基づく動産引渡請求訴訟の係属中に被告である占有者が当該動産を第三者に売却し引き渡した場合において、裁判所が当該第三者に当該訴訟を引き受けさせる決定をしたときは、当該第三者は、当該決定に対し、抗告をすることができる。

エ 貸金返還請求訴訟の係属中に訴訟物とされている貸金債権が譲渡された場合において、当該貸金債権の譲受人が参加承継をしたときは、その参加は、その申出をした時に時効の中断の効力を生ずる。

オ 貸金返還請求訴訟の係属中に訴訟物とされている貸金債権が譲渡された場合において、当該貸金債権の譲受人が参加承継をしたときは、参加前の原告は、相手方の承諾を得て当該訴訟から脱退することができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第2問 確認の訴えに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア ある財産が遺産に属することの確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

イ 共同相続人間において具体的相続分についてその価額又は割合の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

ウ 金銭消費貸借契約の債務者が、債権者に対し、その債務を弁済した事実自体の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

エ 債務の不存在の確認を求める本訴に対して当該債務の履行を求める反訴が提起された場合には、当該債務の不存在の確認を求める訴えは、確認の利益を欠く。

オ 建物賃貸借契約継続中に賃借人が賃貸人に対し敷金返還請求権の存在の確認を求める訴えは、賃貸人が賃借人の敷金交付の事実を争って敷金返還義務を負わないと主張している場合であっても、確認の利益を欠く。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第3問 文書の証拠調べに関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 書証として提出された公文書の成立の真否について疑いがあるときは、裁判所は、職権で、当該官庁又は公署に照会をすることができる。

イ 書証として提出された私文書は、その作成者とされた本人の署名がある場合であっても、その押印がないときは、真正に成立したものと推定されない。

ウ 訴訟の当事者は、他の訴訟において行われた証人尋問の口頭弁論調書について、書証の申出をすることができる。

エ 裁判所は、文書提出命令の申立てに係る文書の一部に提出の義務があると認めることができない部分がある場合には、その部分以外の部分につき当該申立てを理由があると認めるときであっても、当該申立ての全部を却下しなければならない。

オ 第三者に対してされた文書提出命令に対し、当該文書提出命令の申立人ではない本案事件の当事者は、即時抗告をすることができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第4問 簡易裁判所の訴訟手続に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、少額訴訟に関する特則については、考慮しないものとする。

ア 簡易裁判所は、訴訟がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、訴訟の全部又は一部をその所在地を管轄する地方裁判所に移送することができる。

イ 反訴の提起は、口頭ですることができない。

ウ 証拠調べは、即時に取り調べることができる証拠に限りすることができる。

エ 判決書に事実及び理由を記載するには、請求の趣旨及び原因の要旨、その原因の有無並びに請求を排斥する理由である抗弁の要旨を表示すれば足りる。

オ 裁判所は、当事者の共同の申立てがあるときは、司法委員を審理に立ち会わせて事件についてその意見を聴かなければならない。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第5問 再審に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不服の申立てに係る判決が前に確定した判決と抵触することを再審事由とする場合には、再審期間の制限がある。

イ 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。

ウ 裁判所は、決定で再審の請求を棄却する場合には、相手方を審尋しなければならない。

エ 確定した訴状却下命令に対しては、再審の申立てをすることができる。

オ 裁判所は、再審開始の決定が確定した場合において、判決を正当とするときは、再審の請求を却下しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第6問 民事保全に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 貸金債権を被保全債権とする仮差押命令は、本案の管轄裁判所又は仮に差し押さえるべき物の所在地を管轄する地方裁判所が管轄する。

イ 占有移転禁止の仮処分命令の執行後に係争物を占有した者は、その執行がされたことを知って占有したものとみなされる。

ウ 保全命令は、保全すべき権利若しくは権利関係又は保全の必要性の疎明がない場合であっても、これらに代わる担保を立てさせて発することができる。

エ 保全執行は、申立てにより又は職権で、裁判所又は執行官が行う。

オ 保全執行は、保全命令が債務者に送達される前であっても、これを行うことができる。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第7問 執行文に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 執行証書についての執行文は、その原本を保存する公証人の役場の所在地を管轄する地方裁判所の裁判所書記官が付与する。

イ 請求が確定期限の到来に係る場合においては、執行文は、その期限の到来後に限り、付与することができる。

ウ 請求が債権者の証明すべき事実の到来に係る場合においては、執行文は、債権者がその事実の到来したことを証する文書を提出したときに限り、付与することができる。

エ 執行文は、債権の完全な弁済を得るため執行文の付された債務名義の正本が数通必要であるとき、又はこれが滅失したときに限り、更に付与することができる。

オ 執行文の付与の申立てに関する処分に対しては、異議の申立てをすることができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第 8 問 司法書士又は司法書士法人(社員のうちに、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士はいないものとする。)の業務に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 司法書士法人の社員は、他の社員全員の承諾があれば、自己又は第三者のためにその司法書士法人の業務の範囲に属する業務を行うことができる。

イ 司法書士 A は、司法書士法人 B の社員である期間内に、B が C から依頼を受けた相手方を D とする売買代金支払請求事件の訴状を作成する業務に自らが関与していたときは、B を脱退した後であっても、当該事件について D から依頼を受けて答弁書を作成することはできない。

ウ 司法書士法人は、定款で定めるところにより、当該法人が行う業務についての執行権を有する者を当該法人の社員のうちの一部の者のみに限定することができる。

エ 司法書士法人 A の社員である司法書士 B が、A が受任した登記手続の代理業務を遂行するに当たり司法書士法に違反する行為を行った場合には、当該行為を行った B が懲戒処分を受けることはあるが、A が重ねて懲戒処分を受けることはない。

オ 司法書士法人は、定款で定めるところにより、当事者その他関係人の依頼により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の財産の管理又は処分を行う業務をすることができる。

1 アウ 2 アオ 3 イエ 4 イオ 5 ウエ

第 9 問 供託の申請手続に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 供託書に記載した供託金額については、訂正、加入又は削除をしてはならない。

イ 法人が金銭又は有価証券の供託をするときは、供託書には、当該法人の名称、主たる事務所及び代表者の氏名を記載しなければならない。

ウ 継続的給付に係る金銭の供託をするために供託カードの交付を受けた者が、当該供託カードを提示して、当該継続的給付について供託をしようとするときは、供託書（OCR 用）に記載する供託の原因たる事実については、当該供託カードの交付の申出をした際に供託書に記載した事項と同一でない事項のみを記載すれば足りる。

エ 供託書（OCR 用）が二葉以上にわたるときは、作成者は、毎葉のつづり目に契印をしなければならない。

オ 同一の供託所に対して同時に数個の供託をするときは、各供託書に添付すべき書類が同一であっても、各供託書ごとに当該書類を添付しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第10問 弁済供託に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 指名債権がA及びBに二重に譲渡され、確定日付のある各譲渡通知が同時に債務者に到達した場合には、債務者は、A又はBを被供託者として債権者不確知を原因とする供託をすることができる。

イ 譲渡禁止の特約のある指名債権について転付命令が確定した場合において、差押債権者が当該特約の存在について善意無重過失であるかどうかを第三債務者が知ることができないときは、第三債務者は、差押債権者又は執行債務者を被供託者として債権者不確知を原因とする供託をすることができる。

ウ 建物賃貸借契約の賃貸人が死亡した場合において、その相続人の有無が賃借人に不明であるときは、賃借人は、戸籍により賃貸人の相続人の有無を調査しなくても、債権者不確知を原因とする賃料の供託をすることができる。

エ 建物賃貸借契約の賃借人が賃貸人から建物明渡請求訴訟を提起されるとともに、今後は賃料を受領しない旨をあらかじめ告げられた場合には、賃借人は、その後に弁済期の到来した賃料について、現実の提供又は口頭の提供をすることなく供託をすることができる。

オ 金銭消費貸借契約の借主は、弁済期の到来前であっても、貸主に貸金の元本及び弁済期までの利息を提供してその受領を拒まれた場合には、当該貸金の元本及び弁済期までの利息を供託することができる。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第11問 担保(保証)供託に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 民事訴訟における当事者が供託する方法により仮執行免脱の担保を立てる場合には、当事者が特別の契約をしたときを除き、裁判所が相当と認める有価証券を供託物とすることができる。

イ 民事訴訟における被告が訴訟費用の担保として供託された金銭の払渡しを受けるには、裁判所の配当手続によらなければならない。

ウ 営業保証供託については、担保官庁の承認があれば、営業主以外の第三者が供託者となることができる。

エ 営業保証供託の供託者は、供託金全額の払渡しと同時に又はその後でなければ、その供託金利息の払渡請求をすることができない。

オ 営業保証金として供託した供託金の保管替えが法令の規定により認められる場合であっても、供託金の取戻請求権に対する差押えがされているときは、供託者は、その供託金の保管替えを請求することができない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第12問 次のアからオまでの登記のうち、**登記をすることができないもの**の組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 内縁関係を解消した一方当事者が他方当事者に対して財産分与を原因とする土地の所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決の正本を提供して申請する，財産分与を登記原因とする当該所有権の移転の登記

イ 所有権の登記名義人及び買戻権の登記名義人が共同して申請する，土地の買主である当該所有権の登記名義人が一括で支払った売買代金の総額を増額する旨の買戻権の変更の登記

ウ 工場財団の所有権の登記名義人及び当該工場財団の賃借人が共同して申請する，当該工場財団を目的とする賃借権の設定請求権保全の仮登記

エ 抵当権の設定契約と同時に締結した工事請負契約に基づく請負代金債権を被担保債権として当該工事請負契約の注文者及び請負人が共同して申請する，当該注文者が所有権の登記名義人である土地の所有権を目的とする抵当権の設定の登記

オ 土地の所有権の割合的な一部についての移転の登記請求権を保全する処分禁止の仮処分にに基づき裁判所書記官が嘱託する，当該所有権の割合的な一部についての処分禁止の仮処分の登記

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第13問 次のアからオまでの記述のうち、甲土地を目的として第1欄の各登記を申請又は嘱託したときに第2欄に掲げる事項が当該各登記の登記事項とはならないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	仮処分債権者が所有権の移転の登記と同時に申請する、所有権の処分禁止の仮処分の登記に後れる所有権の移転の登記の抹消	登記原因の日付
イ	被相続人名義の共有持分について、他の共有持分の登記名義人の一人と住所を同じくする同名異人である相続人が、その生年月日を申請情報の内容として申請する相続を登記原因とする当該持分の全部の移転の登記	同名異人である相続人の生年月日
ウ	賃借権の登記名義人の相続人が二人以上いる場合において、当該相続人らから申請する相続を登記原因とする賃借権の移転の登記	相続人ごとの持分
エ	相続財産管理人が申請する相続人不存在を登記原因とする所有権の登記名義人の氏名の変更の登記	相続財産管理人の氏名
オ	国が所有権の登記名義人に代位して嘱託する住所移転を登記原因とする当該登記名義人の住所の変更の登記	代位原因

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第14問 電子情報処理組織を使用する方法により不動産登記の申請をする場合に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、不動産登記令附則第5条に規定する添付情報の提供方法に関する特例(特例方式)については、考慮しないものとする。

ア 所有権の移転の登記の申請情報の内容に誤記がある場合において、登記官が定めた相当の期間内に申請人が当該誤記を補正するときは、当該補正に係る書面を登記所に提出する方法によってすることができる。

イ 登記義務者が登記識別情報を提供することができないため申請代理人である司法書士が作成した本人確認情報を提供して申請をするときは、当該申請代理人が司法書士であることを証する情報を提供しなければならない。

ウ 共同担保としての根抵当権の追加設定の登記の申請の添付情報として不動産の登記事項証明書を提供しなければならない場合において、当該不動産に係る不動産番号を申請情報の内容としたときは、当該登記事項証明書の提供を省略することができる。

エ 登記識別情報の通知を受けるための特別の委任を受けた申請代理人である司法書士が申請をする場合において、送付の方法による登記識別情報を記載した書面の交付を希望するときは、当該申請代理人の住所を送付先とすることができる。

オ 申請人が同一の登記所に対して同時に二以上の申請をする場合において、各申請に共通する添付情報を一の申請の申請情報と併せて提供するときは、当該添付情報を当該一の申請の申請情報と併せて提供した旨を他の申請の申請情報の内容としなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第15問 代位による登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを債務者、Cを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合には、Cは、単独で、Aを代位して、Bが住所を移転したことによる抵当権の変更の登記を申請することができる。

イ 買戻しの特約の付記登記がされているAからBへの所有権の移転の登記及びCを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている甲土地について、当該抵当権の担保不動産競売開始決定に基づく差押えの登記がされている場合には、Cは、Bに代位して、Aと共同して買戻しの特約の登記の抹消を申請することができる。

ウ 受託者Aが信託財産である金銭をもってBから甲土地を買い受け、甲土地が信託財産に属することとなったにもかかわらず、甲土地について売買を原因とする所有権の移転の登記のみを申請し、信託の登記を申請しない場合には、委託者Cは、Aに代位して、Bと共同して信託財産の処分による信託の登記を申請することができる。

エ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを根抵当権者とする根抵当権の設定の登記がされている場合において、AのBに対する元本の確定請求によって元本が確定した後、Cが当該根抵当権の被担保債権を代位弁済したときは、Cは、単独で、Bに代位して、元本の確定の登記を申請することができる。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを抵当権者とする抵当権の設定の登記がされている場合において、Aの債権者であるC及びDが詐害行為取消しによる当該抵当権の設定の登記の抹消を求める訴えを提起し、Cについてその請求を認容する判決が確定したときは、Dについて当該訴えに係る訴訟が係属中であっても、Cは、単独で、Aに代位して、当該抵当権の設定の登記の抹消を申請することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第16問 次のアからオまでの記述のうち、書面申請による第1欄の登記の申請を却下するに当たって、第2欄に掲げる却下の事由が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

	第1欄	第2欄
ア	利息制限法違反の利息の定めを登記事項とする抵当権の設定の登記	申請が登記事項以外の事項の登記を目的とするとき
イ	インクを消すことができるボールペンで記載された手書きの申請情報を提供してする根抵当権の設定の登記	申請情報又はその提供の方法が不動産登記法に基づく命令又はその他の法令の規定により定められた方式に適合しないとき
ウ	所有権の登記名義人の印鑑に関する証明書を提供しないでする、所有権の保存の登記の抹消	申請の権限を有しない者の申請によるとき
エ	民法上の組合を登記名義人とする賃借権の設定の登記	申請に係る登記をすることによって登記名義人となる者が権利能力を有しないとき
オ	相続による根抵当権の債務者の変更の登記をしないでする、民法第398条の8第2項の合意の登記	申請に係る登記の目的である権利が同一の不動産について既にされた登記の目的である権利と矛盾するとき

(参考)

民法

第398条の8 (略)

2 元本の確定前にその債務者について相続が開始したときは、根抵当権は、相続開始の時に存する債務のほか、根抵当権者と根抵当権設定者との合意により定めた相続人が相続の開始後に負担する債務を担保する。

3・4 (略)

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第17問 登記記録に次のような記録(抜粋)がある甲土地について、次のアからオまでの記述のうち、第1欄の申請人が第2欄の登記を書面により申請した場合において、第2欄の登記の完了後に登記所が交付した第3欄の登記識別情報を記載した書面(以下「登記識別情報通知書」という。)及び登記完了証の通数が正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、第1欄の申請人は、第2欄の登記を申請するに当たって、第3欄の書面の交付に関する申出をしていないものとする。

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
2	所有権移転	平成30年2月1日 第2000号	原因 平成30年2月1日売買 共有者 持分3分の2 A 3分の1 B

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月R・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	平成30年2月1日 第2001号	原因 平成30年2月1日金銭消費貸借 同日設定 債権額 金500万円 利息 年3% 債務者 A 抵当権者 C

	第1欄	第2欄	第3欄
ア	A及びB	錯誤を登記原因とする、A及びBの持分をそれぞれ2分の1ずつとする所有権の更正の登記	登記識別情報通知書 不交付 登記完了証 1通
イ	A、B及び受託者D	信託を登記原因とする共有者全員持分全部移転の登記及び信託の登記	登記識別情報通知書 1通 登記完了証 2通
ウ	第三者E	贈与を登記原因としてAの持分の全部の移転の登記手続を求める確定判決に基づき申請する当該持分全部移転の登記	登記識別情報通知書 1通 登記完了証 2通

エ	Cの法定相続人である F及びG	相続を登記原因とする抵当権の移 転の登記	登記識別情報通知書 1 通 登記完了証 2 通
オ	A, B 及び C	弁済を登記原因とする抵当権の登 記の抹消	登記識別情報通知書 不交付 登記完了証 2 通

- 1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

第18問 書面による申請又は嘱託における印鑑に関する証明書の添付に関する次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不動産の共有者である所有権の登記名義人の全員が3年間共有物の分割を禁止する旨の定めをし、当該定めを追加する旨の所有権の変更の登記を申請するときは、当該登記名義人の全員の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

イ 地上権の設定請求権の仮登記の登記名義人の承諾を証する書面を添付して、当該仮登記の登記上の利害関係人が単独で当該仮登記の抹消の登記を申請するときは、当該仮登記の登記名義人の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

ウ 雇用契約における使用者が所有権の登記名義人である不動産について、労働者の当該使用者に対する退職金債権を被担保債権とする一般の先取特権の保存の登記を申請するときは、当該使用者の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

エ 自己信託の登記がされた不動産について、当該自己信託に係る信託行為の定めに基づき信託が終了したことにより当該不動産が委託者の固有財産となった旨の登記を申請するときは、受託者の印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

オ 税金の滞納者が所有権の登記名義人である不動産について、税務署が公売処分による当該不動産の所有権の移転の登記を嘱託するときは、その嘱託情報に記名押印した者に係る印鑑に関する証明書を添付することを要しない。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第19問 登記識別情報の提供に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aの破産管財人Bが、破産財団に属する甲土地を裁判所の許可を得て売却し、その所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供することを要する。

イ 甲土地について、甲区1番でAを登記名義人とする所有権の保存の登記がされた後に、甲区1番付記1号でA及びBの共有名義とする更正の登記がされている場合において、A及びBを設定者とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区1番及び甲区1番付記1号で通知された登記識別情報を提供することを要する。

ウ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aとその配偶者Bが離婚した後、AからBへの財産分与を登記原因とする所有権の移転の登記を申請する旨の公正証書が作成された場合において、当該公正証書を登記原因証明情報として、AからBへの所有権の移転の登記を申請するときは、Aに対して通知された登記識別情報を提供することを要しない。

エ Aが甲区2番及び甲区3番でそれぞれ所有権の持分を2分の1ずつ取得し、Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、甲区2番で登記された持分のみを目的とする抵当権の設定の登記を申請するときは、甲区3番の持分を取得したときに通知された登記識別情報を提供することを要しない。

オ 甲土地について、Aを抵当権者とする順位1番の抵当権、Bを根抵当権者とする順位2番の根抵当権、Cを抵当権者とする順位3番の抵当権の設定の登記がそれぞれされている場合において、Cの抵当権を順位1番、Aの抵当権を順位3番とする順位の変更の登記を申請するときは、Bに対して通知された登記識別情報を提供することを要しない。

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第20問 所有権の保存の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア A及びBが表題部所有者である所有権の登記のない不動産について、Aの死亡によりCが、Bの死亡によりDが、それぞれ相続人となったときは、Cは、単独で、C及び亡Bを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

イ 所有権の登記のない不動産について、その表題部所有者であるAが死亡した場合には、Aから死因贈与を受けた社会福祉法人Bは、社会福祉法人Bを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

ウ 表題登記のない建物について、Aが、当該建物の所有権を有することを確認する旨の確定判決に基づいて、当該建物の表題登記の申請をすることなくAを登記名義人とする所有権の保存の登記の申請をする場合には、当該建物の建物図面及び各階平面図を提供しなければならない。

エ 所有権の登記のない不動産について、その表題部所有者であるAが死亡する前にAがBに対して当該不動産を売却していた場合、Aの相続人は、亡Aを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

オ 所有権の登記のない不動産について、その表題部所有者A及びBの持分について変更があった場合には、表題部所有者の持分の更正の登記を申請することなく、当該変更後のA及びBの持分で、A及びBを登記名義人とする所有権の保存の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第21問 甲土地の所有権の登記名義人であるAが死亡した場合において、Aに配偶者B並びに子C及びDがいるときにおける登記の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 甲土地について、抵当権者Eの代位によりAからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされたが、その前にB、C及びDの全員がAに係る相続の放棄をする旨の申述を受理する審判がされていた場合には、Eは、単独で、B、C及びDに代位して、当該所有権の移転の登記の抹消を申請することができる。

イ Aの遺産に関する遺産分割の調停調書に「Cが甲土地を取得する代償として、Cは、Bに対して、Cの所有する乙建物を譲渡する」旨の条項があるときは、B及びCは、当該調停調書の正本を提供して、乙建物について、遺産分割による代償譲渡を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

ウ Aの死亡後にB、C及びDから甲土地を買い受けたEが、B、C及びDからEへの売買を原因とする所有権の移転の登記手続を命ずる確定判決に基づき、代位によって、AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記の申請をする場合において、当該確定判決の理由中にAの相続人がB、C及びDのみである旨の認定がされているときは、相続があったことを証する情報として当該確定判決の正本を提供すれば足りる。

エ B、C及びDが限定承認をする旨の申述を受理する審判がされ、Cが相続財産の管理人に選任されている場合において、Cが家庭裁判所の許可を得てEに対して甲土地を売却したときは、Cは、B及びDの委任がなくとも、その代理人として、売買を登記原因とする所有権の移転の登記を申請することができる。

オ 甲土地の地目及び現況が畑であり、かつ、AからB、C及びDへの相続を登記原因とする所有権の移転の登記がされた場合において、CがDに対して相続分を贈与し、当該相続分の贈与を登記原因としてCからDへの持分の移転の登記を申請するときは、農地法所定の許可があったことを証する情報を提供することを要しない。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第22問 賃借権の登記の申請又は嘱託に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、公正証書によりBを借地権者とする事業用定期借地権を設定する契約がされたが、当該契約に基づく借地権の設定の登記がされないままAからCへ所有権の移転の登記がされている場合において、Cが当該契約を承認したことにより賃借権の設定の登記を申請するときは、AとBの当該契約の締結の日を登記原因の日付とすることができる。

イ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを賃借権者とする賃借権の設定の登記がされている場合において、Bが賃借権の一部をAに譲渡したときは、Aは、当該賃借権について混同を登記原因とする賃借権の登記の抹消を申請することができる。

ウ 甲土地及び乙土地について、賃借権の設定の登記を申請するときは、「甲土地、乙土地合計金何円」として2筆を合わせて定めた賃料を申請情報の内容とすることができる。

エ 不在者であるAを所有権の登記名義人とする甲土地について、Aのために不在者の財産管理人Bが選任されている場合において、Bを賃貸人、Cを賃借人とする賃借権の設定の登記を申請するときは、賃貸人が財産の処分の権限を有しない者である旨として「管理人Bの設定した賃借権」を申請情報の内容としなければならない。

オ Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、Bを賃借権者とする賃借権の設定の登記に賃借権の譲渡又は賃借物の転貸を許す旨の定めがあるときは、国は、当該賃借権を目的として滞納処分による差押えの登記を嘱託することができる。

1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第23問 質権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 不動産の使用及び収益をしない旨の定めがない質権の設定の登記請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行としての処分禁止の登記及び保全仮登記がされている場合には、当該保全仮登記に係る仮処分の債権者は、当該保全仮登記に基づく本登記の申請と同時に、当該処分禁止の登記に後れる地上権の設定の登記の抹消を単独で申請することができる。

イ 登記原因証明情報である質権設定契約書に被担保債権につきその債務不履行があった場合の違約金についての定めがあるときは、当該定めを質権の設定の登記の申請情報の内容として登記の申請をすることができる。

ウ 賃借権の譲渡又は賃借物の転貸を許す旨の定めがある賃借権の設定の登記がされている場合において、当該賃借権を目的とする質権の設定の登記を申請するときは、賃貸人の承諾を証する情報を提供することを要する。

エ Aを所有権の登記名義人とする土地について、質物の保存の費用及び質物の隠れた瑕疵によって生じた損害の賠償を担保しない旨の定めがある、Bを登記名義人とする質権の設定の登記がされている場合において、当該定めを廃止に係る質権の変更の登記を申請するときは、当該申請は、Aを登記権利者、Bを登記義務者としてしなければならない。

オ 利息に関する定め及び損害金に関する定めがいずれもないA株式会社を登記名義人とする質権の登記がされている土地について、不動産登記法第 70 条第 3 項後段の規定に基づき当該質権の登記の抹消を申請する場合には、被担保債権に加え、年 6 分の割合によるその利息及び損害金に相当する金銭をも供託したことを証する情報を提供することを要する。

(参考)

不動産登記法

第 70 条 登記権利者は、登記義務者の所在が知れないため登記義務者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができないときは、非訟事件手続法(平成 23 年法律第 51 号)第 99 条に規定する公示催告の申立てをすることができる。

2 (略)

3 第 1 項に規定する場合において、登記権利者が先取特権、質権又は抵当権の被担保債権が消滅したことを証する情報として政令で定めるものを提供したときは、第 60 条の規定にかかわらず、当該登記権利者は、単独でそれらの権利に関

する登記の抹消を申請することができる。同項に規定する場合において、被担保債権の弁済期から20年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときも、同様とする。

- 1 アイ 2 アウ 3 イオ 4 ウエ 5 エオ

第24問 抵当権又は根抵当権の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 抵当権の設定の登記がされている土地について、当該抵当権の登記名義人である株式会社A銀行の代表者Bは、抵当権設定者Cと共に、登記原因証明情報として、支配人の登記がされていない株式会社A銀行の支店長Dが作成した解除証書を提供して、当該抵当権の抹消の登記を申請することができる。

イ 乙区1番(あ)で登記された抵当権の登記名義人Aが、乙区1番(い)で登記された抵当権の登記名義人Bに対して抵当権の順位を譲渡したときは、A及びBは、共同して抵当権の順位の譲渡の登記を申請することができる。

ウ Aを根抵当権の登記名義人とする元本確定前の根抵当権についてBへの分割譲渡の登記を申請するときは、申請情報の内容として提供する極度額はBを根抵当権の登記名義人とする根抵当権の極度額で足りる。

エ 共同根抵当権の追加設定をする場合において、既に登記がされている根抵当権の債務者の住所について区制施行による変更があったときは、当該債務者の住所の変更の登記を申請することなく、共同根抵当権の追加設定の登記を申請することができる。

オ 共同根抵当権の設定の登記がされている甲土地及び乙土地について、極度額の変更による当該根抵当権の変更の登記の申請をする場合において、その極度額を変更する契約の締結日の翌日に甲土地の利害関係人が承諾し、更にその翌日に乙土地の利害関係人が承諾したときは、当該根抵当権の変更の登記の申請は、一の申請情報ですることができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第25問 信託の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア Aを所有権の登記名義人とする甲土地について、抵当権の被担保債権をBのAに対する金銭消費貸借契約に基づく貸金返還債権とし、Aを委託者、Cを受託者かつ抵当権者、Bを受益者とする抵当権の設定の登記及び信託の登記を申請することができる。

イ Aを受託者、Bを受益者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、当該信託の登記の信託目録に記録された信託財産の管理方法に変更が生じた場合には、AとBとが共同で信託の変更の登記を申請しなければならない。

ウ Aを受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、Aが不動産の売却をその信託の目的とする信託行為に基づき、甲土地をBに対して売却した場合において、AからBへの所有権の移転の登記及び信託の登記の抹消の申請をするときは、信託財産の処分を信託の登記の抹消の登記原因としなければならない。

エ Aを受託者とする所有権の移転の登記及び信託の登記がされている甲土地について、Aが後見開始の審判を受けて受託者の任務が終了し、新たに受託者Bが選任された場合には、Aの成年後見人とBとが共同してAからBへの所有権の移転の登記を申請しなければならない。

オ 甲土地について、受益者の定めのない信託として所有権の移転の登記及び信託の登記を申請する場合には、受益者の定めのない旨を信託目録に記録すべき情報として提供しなければならない。

1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

第26問 Aを所有権の登記名義人とする甲土地についての仮登記に関する次のアからオまでの記述のうち、**誤っているもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア AからBへの所有権の移転の仮登記がされている場合には、Bを設定者、Cを抵当権者とする抵当権設定請求権の保全の仮登記を申請することができる。

イ AからBへの売買予約を登記原因とする所有権移転請求権の保全の仮登記がされた後、BからCへの当該請求権の一部の移転の登記がされた場合には、当該仮登記に基づく本登記は、A及びCが共同して申請することができる。

ウ AからBへの売買予約を登記原因とする所有権移転請求権の保全の仮登記がされた後、Bが当該売買を完結する意思表示をしたことにより、当該仮登記に基づく本登記がされた場合において、Bの当該意思表示に錯誤があるときは、A及びBが共同して当該本登記の抹消を申請することができる。

エ AからBへの所有権の移転の仮登記がされた後、当該仮登記を目的としてCを仮処分の債権者とする所有権の移転の仮登記の処分禁止の登記がされている場合において、当該仮登記に基づく本登記を申請するときは、Cの承諾を証する情報を提供しなければならない。

オ Bを抵当権者とする抵当権の設定の仮登記がされた後、AからCへの売買を登記原因とする所有権の移転の登記がされた場合には、当該仮登記に基づく本登記は、A及びBが共同して申請することができる。

- 1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 ウオ

第27問 甲土地(不動産の価額 100 万円)について、次のアからオまでの記述のうち、第 1 欄の各登記の申請又は嘱託をする場合の登録免許税の額として、第 2 欄の金額が誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

なお、租税特別措置法等の特例法による税の減免規定の適用はないものとし、また、当該申請又は嘱託は、登録免許税の額が最も低額となるように申請又は嘱託をするものとする。

	第 1 欄	第 2 欄
ア	A を地上権者とする地上権の設定の登記がされた後、A から B に対して地上権の全部が贈与されていたにもかかわらず、B の持分を 2 分の 1 とする A から B への贈与を登記原因とする地上権の一部移転の登記がされている場合における、B のみを地上権の登記名義人とする地上権の更正の登記	5000 円
イ	債権額を金 500 万円とする抵当権の設定の登記がされている場合における、当該抵当権で担保されている債権が質入れされたときの債権の質入れの登記	1000 円
ウ	所有権の登記名義人である A から甲土地を買い受けた国が、A に代位して嘱託する錯誤を登記原因とする A の住所の更正の登記	1000 円
エ	乙区 1 番に抵当権の設定の登記が、乙区 2 番に賃借権の設定の登記が、それぞれされている場合における 2 番賃借権の 1 番抵当権に優先する同意の登記	2000 円
オ	賃借権の登記名義人である A が、所有権の登記名義人である B から甲土地を買い受けた場合における、売買を登記原因とする所有権の移転の登記	2 万円

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第28問 商業登記における登記所への印鑑の提出に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 支配人を選任した商人(小商人及び会社である場合を除く。)が印鑑の提出をする場合には、印鑑届書に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書で作成後 3 月以内のものを添付しなければならない。

イ 株式会社の本店を他の登記所の管轄区域内に移転した旨の本店移転の登記の申請をする場合における新所在地を管轄する登記所にする印鑑の提出は、旧所在地を管轄する登記所を経由してすることを要しない。

ウ 印鑑の提出は、印鑑届書に代理人の権限を証する書面を添付して、代理人によりすることができる。

エ 外国会社の日本における代表者が外国人である場合には、その日本における代表者は、印鑑の提出に代えて、自己の署名を登記所に届け出なければならない。

オ オンライン登記申請をする場合には、印鑑届書の提出に代えて、印鑑の印影に係る情報を同時に送信することができる。

- 1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ

第29問 株式会社の設立の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 当該設立が発起設立であり、発起人がA及びBのみである場合において、A及びBの同意により、各発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数を10株ずつとしつつ、これと引換えにAが払い込む金銭の額を100万円、Bが払い込む金銭の額を50万円とそれぞれ定めたときは、その旨のA及びBの同意があったことを証する書面を添付しても、設立の登記を申請することはできない。

イ 当該設立が発起設立であり、発起人がA株式会社及びB株式会社のみである場合において、A株式会社及びB株式会社が両社の代表取締役を兼務するC名義の預金口座に出資に係る金銭を払い込んだときは、Cが設立する会社の設立時取締役でないとしても、各発起人がCに対して払込金の受領権限を委任したことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

ウ 当該設立が募集設立である場合において、公証人の認証を受けた定款について、発起人全員が監査役設置会社である旨の定めを追加する旨の同意をしたときは、改めて公証人の認証を受けなくとも、当該同意があったことを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

エ 当該設立が募集設立であり、設立に際して普通株式のほか株主総会において議決権を行使することができないものと定められた種類株式を発行する場合において、発起人が創立総会の目的である会社の公告方法の変更について提案をし、当該提案につき普通株式の設立時株主の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、創立総会の決議があったものとみなされる場合に該当することを証する書面を添付して設立の登記を申請することができる。

オ 法務大臣の公告後2か月以内に事業を廃止していない旨の届出をせず、職権で解散の登記がされた休眠会社と商号及び本店の所在場所を同一とする株式会社の設立の登記を申請することはできない。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第30問 金銭以外の財産を出資の目的とする募集株式の発行による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 弁済期の到来した第三者に対する金銭債権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該金銭債権の価額を1000万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて当該会社の監査役である弁護士の証明を記載した書面及びその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

イ 普通株式200株のみを発行している会社が、その発行した償還期の到来していない社債を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該社債の価額を800万円と定めていた場合において、募集株式を引き受けようとする者が募集に係る普通株式200株の総数の引受けを行う契約を締結したときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しなければ、募集株式の発行による変更の登記を申請することができない。

ウ 普通株式200株のみを発行している会社が、製造機械を出資の目的とし、かつ、募集事項の決定の際に当該機械の価額を500万円と定めていた場合において、募集株式の引受人に対し新たにその発行する普通株式200株及び自己株式50株を割り当てるときは、検査役の調査報告を記載した書面及びその附属書類を添付しないで、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

エ 市場価格のある有価証券を出資の目的とし、かつ、会社が募集事項の決定の際に当該有価証券の価額を900万円と定めていた場合において、当該有価証券を当該会社に給付した日におけるその市場価格が1000万円であるときは、当該市場価格を証する書面を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

オ 不動産の賃借権を出資の目的とする場合において、会社が募集事項の決定の際に当該賃借権の価額を2000万円と定めていたときは、その価額が相当であることについて税理士の証明及び不動産鑑定士の鑑定評価を記載した書面並びにその附属書類を添付して、募集株式の発行による変更の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

第31問 種類株式の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 会社法上の公開会社でない会社が定款を変更して、「株主Aは、他の株主に交付する1株当たりの剰余金の配当額につき15%を付加した額にその有する株式の数に乗じて得た額の配当を受ける。」旨を定めたときは、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の設定による変更の登記の申請をしなければならない。

イ 会社が取得請求権付株式の株主から請求を受け、数回にわたり、当該取得請求権付株式の取得と引換えに当該会社の他の種類の株式を発行した場合には、その都度、取得請求権付株式の取得と引換えにする株式の発行の登記の申請をしなければならない。

ウ 現にA種種類株式及びB種種類株式を発行している会社がA種種類株式につき株式の併合をした場合には、株式の併合による変更の登記の申請書には、登記すべき事項である発行済株式の種類及び種類ごとの数として、その数に変更のないB種種類株式に関する事項も記載しなければならない。

エ 現にA種種類株式及びB種種類株式を発行している会社がA種種類株式の内容を変更して取得条項付株式とした場合には、株式の内容の変更の登記の申請書には、A種種類株式を有する株主全員の同意があったことを証する書面を添付しなければならない。

オ 現にA種種類株式及びB種種類株式を発行し、B種種類株式につき譲渡により取得するためには会社の承認を要する旨の定款の定めを設けている会社が、新たな種類の株式として、当該種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会において取締役を選任することができる種類株式についての定款の定めを設けた場合には、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容の変更の登記の申請をしなければならない。

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第32問 次のアからオまでの株式会社(特例有限会社を除く。)の登記のうち、解散の登記の日より後に生じた事由として登記の申請をすることができないものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 募集新株予約権の発行による変更の登記

イ 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めの設定による変更の登記

ウ 定款に監査役の任期の定めがない場合における監査役の任期満了による退任の登記

エ 資本金の額の減少による変更の登記

オ 清算株式会社が吸収合併消滅株式会社となる吸収合併による変更の登記

1 アエ 2 アオ 3 イウ 4 イオ 5 ウエ

第33問 A社を吸収合併存続株式会社とし、B社を吸収合併消滅株式会社とする吸収合併による変更の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

なお、A社及びB社は、いずれも取締役会設置会社とする。

ア A社及びB社の合意によって吸収合併の効力発生日を変更した場合には、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、効力発生日の変更に係るA社及びB社の合意を証する書面並びに効力発生日の変更の決議をしたA社及びB社の取締役会の議事録を添付しなければならない。

イ 吸収合併に際してA社の資本金の額が増加せず、かつ、その効力の発生と同時にA社の商号を変更する場合において、A社の吸収合併による変更の登記と商号の変更の登記を一の申請書で申請するときは、登録免許税の額は3万円である。

ウ 吸収合併に際してB社の新株予約権者に対してA社の新株予約権を交付する場合には、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、合併契約書のほか、B社の新株予約権の内容として、吸収合併によりB社が消滅する際には吸収合併存続会社の新株予約権を交付する旨を定めたB社の株主総会の議事録又は取締役会の議事録を添付しなければならない。

エ B社が現に株券を発行している株券発行会社である場合において、B社がA社の完全子会社であるときは、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、B社が株券の提出に関する公告をしたことを証する書面を添付することを要しない。

オ 会社法上の公開会社でないA社が、種類株式を発行していない会社法上の公開会社であるB社の特別支配会社である場合において、吸収合併に際してB社の株主に対してA社の株式を交付するときは、A社の吸収合併による変更の登記の申請書には、合併契約の承認の決議をしたB社の株主総会の議事録を添付しなければならない。

- 1 アウ 2 アエ 3 イウ 4 イオ 5 エオ

第34問 特例有限会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 定款に監査役を置く旨を定めた場合には、監査役設置会社である旨を登記しなければならない。

イ 定款の定めに基づく取締役の互選によって新たな代表取締役を選定した場合には、代表取締役の就任による変更の登記の申請書には、代表取締役が就任を承諾したことを証する書面に押印した印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付することを要しない。

ウ 定款に、取締役の任期を選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めている会社の取締役が重任した場合において、取締役の重任による変更の登記の申請書に添付した当該取締役の選任に係る定時株主総会の議事録に、当該取締役がその定時株主総会の終結の時に任期満了により退任する旨が記載されているときは、当該申請書に定款の添付を要しない。

エ 特定の者を代表取締役とする旨の定款の定めを削除することによって当該代表取締役を解職した場合には、代表取締役の解職による変更の登記の申請書には、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議した株主総会の議事録を添付しなければならない。

オ 取締役がA及びBであり、代表取締役がAである場合において、取締役Bの死亡により代表取締役の氏名抹消の登記を申請するときは、その登記すべき事項は、会社を代表しない取締役の不存在による代表取締役Aの氏名抹消及びその年月日である。

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

第35問 合資会社又は合同会社の登記に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 社員Aの死亡時に解散する旨を定款で定めている合資会社において、Aが死亡した場合には、Aの死亡による変更の登記、解散の登記及び清算人の登記は、同時に申請しなければならない。

イ 合資会社の業務を執行しない無限責任社員Aの責任を有限責任に変更したことによる変更の登記は、定款に別段の定めがある場合を除き、業務を執行する社員の全員の同意があったことを証する書面を添付して申請することができる。

ウ 合同会社の設立に際し、定款の定めに基づく社員の互選によってAが代表社員と定められた場合において、Aが代表社員への就任を承諾したことを証する書面に押印された印鑑につき市町村長の作成した証明書を添付しなければ、設立の登記を申請することができない。

エ 合同会社の設立に際し、自然人A及び合同会社Bが業務執行社員として定められた場合において、合同会社Bの代表社員がC株式会社であり、その職務執行者がDであるときは、資本金の額の決定についてA及びDの一致を証する書面を添付して、設立の登記を申請することができる。

オ 合同会社の業務執行社員としてAが新たに出資をして加入するに際し、平成 30 年 6 月 25 日にAの加入に関する事項についての総社員の同意があり、同月 28 日にAが出資に係る払込みの全部を完了した場合には、平成 30 年 6 月 28 日を変更日として業務執行社員の加入及び資本金の額の変更の登記を申請することができる。

1 アイ 2 アウ 3 イエ 4 ウオ 5 エオ